

## 規制シート(様式)

160200501230001

平成28年12月8日

|                    |  |                    |  |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 規制の名称              | 指定障害福祉サービス事業者等及び指定自立支援医療機関等の指定等  | 所管府省               | 厚生労働省  |
| 根拠法令等              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)  | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課<br>内山 博之<br>社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 田原 克志 |
| 規制目的               | サービス提供者等に指定制度等を設けることにより、提供されるサービス等の質を担保するため。良質かつ適切な自立支援医療を行うことを担保するため。   |                    |  |
| 規制内容の概要            | 都道府県が指定障害福祉サービス事業者等の指定を行うこと等とし、当該事業者が都道府県の条例で定める者でない場合は、その指定をしてはならないこと等とする。<br>都道府県が指定自立支援医療機関の指定を行うこととし、当該病院もしくは診療所又は薬局の開設者が厚生労働省令で定める事業者若しくは施設でないときには、その指定をしないことができるとする。 | 関連する予算             | -  |
| 規制の最近の改廃経緯         | -  | 関連する政策評価結果         | -  |
| 規制を維持、改革又は新設する理由   | 適切な障害福祉サービス等の実施のため、必要な措置であるため。<br>良質かつ適切な自立支援医療を提供するため、必要な措置であるため。   | 規制の維持、改革又は新設の別     | 維持   |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | -  |                    |  |
| 見直し条項              | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第3条  |                    |  |
| 次の見直し時期            | 平成33年度   |                    |  |